

「課徴金制度の在り方に関する論点整理」に係る意見募集に対する意見

2016年8月31日
一般社団法人 新経済連盟

- 1 本件は、行政庁に大きな裁量を与えるものであり、裁量権の濫用の排除、事業者への予見可能性の確保や実務的な影響等を十分に議論する必要があり、極めて慎重に検討すべき問題と考える。
- 2 課徴金の水準は現行の水準で不十分であるとする根拠はないため、現行水準を維持すべきである。少なくとも増額する方向での裁量は認められるべきではない。
- 3 裁量により課徴金を減額する制度を検討するにあたっては、その前提として以下の2点が必須であると考ええる。
 - ①適正手続の確保・防御権の保障がなされること。具体的には、弁護士依頼者間秘匿特権、供述聴取における録音・録画、供述聴取における弁護士立合いが認められるべきであり、これらがすべて認められてはじめて裁量性の導入を検討すべき
 - ②裁量による減額（※裁量による増額は認めるべきではない）の手続・基準に関する明確なガイドラインを策定すべき

以上